

重度障がい者介護金支給事業について

1. 事業概要

在宅で重度障がい者を介護している者（介護者）の慰労や経済的・精神的な負担の軽減により重度障がい者の家庭の福祉の増進を図るため、介護者へ慰労金を支給する事業。

介護する重度障がい者が障がい福祉サービス等を利用していない場合は年60,000円（5,000円/月）、利用している場合は年30,000円（2,500円/月）を年2回（9月・3月）に分けて支給。

※介護者自身が同サービスを利用している場合は支給対象外。

2. 事業の背景及び課題

昭和53年に創設された「重度障害者介護手当」を、障がい福祉サービス等が充実してきたことにより、平成19年に廃止し、支給要件として障害程度区分や要介護状態区分、サービス受給状況等を設けるとともに、支給額の見直しを行う形で「重度障がい者介護金」に移行し、介護者への現金給付を継続してきた。

しかしながら、障がい者自らが望む日常生活や社会生活を営むための支援として個々の状況に合わせた多様なサービスの利用が拡大してきており、サービス提供による障がい者や介護者への支援が主流となる中で、現金給付を行う事業については見直しが必要である。

介護金事業実績推移

単位：人、千円

年度	サービス無し		サービス有り		合計	
	支給者	事業費	支給者	事業費	支給者	事業費
H21	170	10,335	200	6,070	399	17,173
H24	198	10,280	230	6,473	428	16,753
H27	69	4,170	308	9,530	377	13,700
H30	56	3,220	340	9,510	396	12,730
R3	38	2,072	384	10,912	422	12,984

サービス有り 対象者の割合
50.1%
53.7%
81.7%
85.9%
91.0%

※平成24年度に支給額の判定基準となるサービス種別を見直し

障がい福祉サービス等給付費推移

単位：千円

年度	障がい福祉 サービス	地域生活 支援事業	障がい児 通所支援	合計
H21	2,869,857	345,271	33,065	3,248,193
H24	4,805,035	405,212	369,949	5,580,196
H27	6,207,968	442,521	875,561	7,526,050
H30	7,676,185	441,968	1,530,724	9,648,877
R3	9,236,355	444,744	2,108,626	11,789,725

※やむを得ない事由による措置、高額障がい福祉サービス費を除く

3. 事業の廃止について

介護者への支援は重要であるが、その支援方法は、現金給付ではなく、ニーズに合ったサービス提供や支え合いのできる地域づくりなど持続可能なものが適切であり、本事業や給付費の実績を見ても、サービスの利用が広く浸透し、本事業の所期の目的は達したと考えられることから、本事業は令和4年度をもって廃止としたい。

なお、現在の支給対象者のうちサービス有りの方には、引き続きサービス提供などによる負担軽減を図るとともに、障がい特性や家族の意向など何らかの理由でサービスを利用していない対象者に対しては、各種サービス等について改めて周知するなどサービスの利用を促進していく予定である。

重度障がい者介護金支給事業の概要

(1) 目的

在宅で重度障がい者を介護している者の慰労や経済的・精神的な負担の軽減により重度障がい者の家庭の福祉の増進を図る。

(2) 対象者

- ①身体障がい者手帳 1・2 級
- ②療育手帳 A
- ③精神障がい者保健福祉手帳 1 級
- ④身体障がい者手帳 3 級かつ療育手帳 B 1

上記①～④いずれかに該当する手帳を所持し、障害者自立支援法による障がい程度区分 5 もしくは 6（児童は区分 3）または介護保険法による要介護 4 もしくは 5 の認定を受けている重度障がい者を介護している者。

(3) 条件

- ・障がい者と介護者が在宅で同一世帯であること。
- ・障がい者の属する世帯の合計の市民税所得割額が 16 万円以下であること。
- ・介護者が別表 1 に掲げる障がい福祉サービス及び介護保険サービスを利用していないこと。
- ・介護者が「宮崎市介護用品支給事業」を利用していないこと。

(4) 支給額

障がい者が別表 1 に掲げるサービスの支給決定を

受けていない場合 年額 60,000 円（5,000 円／月）

受けている場合 年額 30,000 円（2,500 円／月）

別表 1 介護金支給額の判定基準となるサービス

1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援
2	生活介護
3	自立訓練（機能訓練、生活訓練）
4	就労移行支援
5	就労継続支援（A 型、B 型）
6	地域活動支援センター II 型事業
7	放課後等デイサービス
8	児童発達支援
9	医療型児童発達支援
10	訪問介護（介護サービス）
11	通所介護（介護サービス）
12	通所リハビリテーション（介護サービス）